

## 平成22年度第2回 太陽光発電システム設置費 補助金申込受付

市では、地球温暖化対策の一環として新エネルギーの活用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、住宅や事業所などに太陽光発電システムを設置される方に対し設置費を補助します。

### ●受付期間

10月6日(水)～平成23年2月28日(月)(土・日・祝日を除く)

### ●受付場所

生活環境課(本庁舎2階)

### ●申し込みのできる方

- ・自ら居住するかまたは居住しようとする市内の住宅および市内の事業所などに太陽光発電システムを設置する方。
- ・低圧配電線と逆潮流方式で連携し、最大出力が10kw未満の太陽光発電システムであること。
- ・市税を滞納していない方。
- ・交付決定後に工事に着手し、平成22年度内(平成23年3月末まで)に設置できる方。

※既に工事着手あるいは設置または補助金交付決定前に工事着手されてしまつ方は補助金交付対象外となります。

### ●申込方法

・受付期間内に生活環境課またはホームページに掲載してある「太陽光発電システム設置費補助金交

付申請書」に必要書類を添付して提出ください。

・代理人の方が来られる場合は、必ず委任状(任意様式)を提出してください。

### ●補助金の額

1kwあたり3万円(限度額12万円)

### ●その他

・今回の申請受付については、抽選会などは実施せず、予算の範囲内で受け付けを行います。

### ■問い合わせ

生活環境課生活環境係  
TEL(23)8706



## 犬を正しく飼いましょ

10月は栃木県および各市町で正しい犬の飼い方強調月間運動を実施しています。

犬を飼う場合は、守らなければならないことがあることを理解したうえで飼うようにしてください。

法律などで定められている主な内容をお知らせします。

### 「狂犬病予防法」

○生後91日以上犬を飼う場合は登録をし、鑑札をその犬に着けておかなければならない。

○狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせ、注射済票をその犬に着けておかなければならない。

○犬の登録の申請をせず鑑札を着けなかった者や、犬に予防注射を受けさせず注射済票を着けなかった者は20万円以下の罰金。

《これは違反です!》

◆もらった犬なので登録をしないで飼っている。

◆室内で飼っているから狂犬病予防注射はしない。

### 「動物の保護及び管理に関する法律」

○動物の所有者は、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

《こんな場合は?》

◆鳴き声がうるさいとご近所から苦情が来た。

◆犬小屋付近が汚れていて、隣人から臭いの苦情が来た。

↓ご近所から苦情が来たら、きちんと事情を聞いて、誠意をもって対応しましょう。この法律により人に迷惑をかける場合は改善するよう努める義務があります。

しつけなどが必要で時間がかかることもありますが何らかの改善策をとるよう、また、ご近所とのコミュニケーションを大事にして理解を求めましょう。

### 「栃木県動物の飼育及び保管に関する条例」

○常に犬のけい留(さく)おり、その

他の囲いの中に収容または固定したものに鎖等でつないでおくことをいう)をしておかなければならない。

○犬を道路、公園その他公共の場所に連行する場合は、汚物処理用具を携帯し、汚物を処理すること。

《これは違反です!》

◆散歩に連れていくのが面倒なので、犬を放した。

◆散歩中に犬がフンをしたが、田んぼだったのでその場に埋めた。

↓犬を放すことは大変危険です。人に危害を加えないとしても、田畑を荒らすことや、糞尿の被害なども考えられます。また、犬が事故にあつたり、帰つてこなくなつてしまふことも考えられます。

犬のフンをその場に埋める行為は土地の所有者にとつて大変迷惑です。犬の散歩は必ずフンを持ち帰ることができる準備をしてお出かけください。

このように、犬特定の法律などがあり、違反している場合は飼い主の責務が問われることになります。

ご近所からも愛される飼い犬になるよう普段から心がけて飼うよう努めてください。

### ■問い合わせ

生活環境課市民生活係  
TEL(23)8706

